



第6回アジア太平洋法律家会議 2016年6月19日 カトマンズ宣言

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 日本国際法律家協会 公開日: 2017-09-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 第6回アジア太平洋法律家会議, 笹本, 潤, 清末, 愛砂 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/00009467

第6回アジア太平洋法律家会議 2016年6月19日

カトマンズ宣言

2016年6月17、18、19日、アジア太平洋地域の20か国から173人の弁護士、法学を学ぶ者、法学者が、ネパールのカトマンズで開かれた第6回アジア太平洋法律家会議に集まった。会議のテーマは、「人民の平和への権利、民主主義、人権、経済発展への挑戦」で、国際民主法律家協会 (IADL)、ネパール平和連帯協議会 (NPSC)、進歩的法律家協会 (PPLA) と協力し、以下を宣言する。

世界・地域の平和

会議は、米国政府のアジア太平洋地域への干渉が強まっており、この地域の国家の主権を知らず知らずのうちに侵害していることを、平和への脅威とみなすことにした。

軍事的援助、災害援助、あるいは増強自衛協力協定 (EDCA)、軍事地位協定 (SOFA)、訪問協定 (VFA) などの相互軍事協定を口実に、この地域で米国の軍事的プレゼンスが増強している。米国は、新自由主義の経済課題を促進するため、この地域での覇権を目指している。そして、最大の輸入地域、資源の産出、2番目の輸出地域であるこの地域を守り維持するため、米国は、この地域への政治的・軍事的な力を持つようとしている。アジア太平洋諸国における米軍の展開は、経済的な要衝であるインド洋から太平洋への貿易ルートの確保を通して、海洋の支配を目指すものだ。

さらに、会議は、米軍の配置、広がる軍事主義、他の人権侵害を通して、米軍の増強が、弾圧的な政府から国民を解放する人民の運動を妨害することになることを認める。それゆえ、外国軍と軍事基地をこの地域から直ちに撤退させることを呼びかける。

会議は、アジア太平洋地域のさまざまな国に領土紛争があることに注目した。これは、武力の行使、脅威を禁止し、国際紛争の平和的解決を訴える国際的原則を思い出させる。会議は、国連憲章の以下の条項に注意を促す。「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。」そして「いかなる紛争でも継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるものについては、その当事者は、まず第1に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。」と。

領土紛争の渦中にある中国と東南アジア諸国のケースで、会議は、南シナ海への軍事的展開とこの地域への他国の介入が、地域の平和と安全を破壊する海洋上の衝突に至るのではないかということに不安を覚える。

それゆえ会議は、すべての国に国連海洋法条約 (UNCLOS) のような国連の機構に誠実に訴えること、そして南沙諸島の紛争を解決するために関係国に対話することと呼びかける。交渉において紛争当事者の各国は、主権平等の立場で相互に尊敬し、適切な自己決定権を尊重するようにしなければならない。

会議は、朝鮮の自主的な平和的再統一のために、1972年7月4日の共同宣言、2000年6月15日宣言、2007年10月4日宣言の精神による、朝鮮人民の協調的努力を支持し、朝鮮の平和的再統一との闘いのための朝鮮人民への連帯を表明する。

会議は、西アジアにおける平和への脅威、そして増大する難民と国内避難民に憂慮する。地域で増大しているテロリズムと原理主義が、平和及び表現の自由に脅威を与えており、重大な不安の原因となっている。

会議は、アメリカ、北大西洋条約機構（NATO）、サウジアラビアのシリア、イラク、イエメンに対する侵略戦争及びそれに対するあらゆる形態の援助を非難する。イスラエルの占領とガザの経済封鎖を終わらせ、パレスチナ人民の国際社会への国家としての参加が保障されなければならない。会議は、イスラエルに占領された領土の解放のためのシリアとレバノン人民の闘いを支持する。

会議は、フィリピンとコロンビアのような異なった国々の人々によって行われている平和プロセスに対し支持を表明する。紛争の原因に取り組み、人民と個人の平和への権利を尊重することによって、人間中心に発展できる環境を作り、正義と永続する平和に向けた人権の尊重を達成することができる。

人権

すべての個人と人民の平和と軍縮のための人権は、他のすべての人権—普遍的で不可分、相互関連、相互依存の権利—と密接に関係している。

平和は正義と民主主義があることであり、単に戦争がないことではない。平和は、武力によって脅かされるだけでなく、貧困、暴力、犯罪、テロによっても、そして民間人でも国家によっても、コントロールも抑制できない深刻な病気によっても、空気汚染や気候変動によっても脅かされる基本的な人権である。我々が国民を解放するための戦争の正当性を認めたとしても、戦争と武力紛争は、市民的、政治的権利の行使を妨げ、人民の経済的、社会的、文化的権利の達成を妨げる。

国家が国民の経済と生活向上の機会をつくることに失敗したことにより、人々の安全と平和を脅かす貧困を招いた。引き続き衰えを知らない採取産業による資源の略奪も、武力紛争と同じく平和を破壊するのと同じように、富の少数者への偏在、庶民の貧困を生み出す。

会議は、コペンハーゲン宣言（Copenhagen Declaration）を再び引用する。「社会の発展、社会の正義は、我々の国家における平和と安全の達成と維持のために欠かせない」そして、「それらは、平和と安全が欠如し、または人権の尊重が欠如しては、達成することはできない。」

会議は、世界人権宣言やアルジェリアの人民の権利宣言（Algiers Universal Declaration of the Rights of Peoples）を含む他の人権文書と同じように、すべての人が人権を促進し、守る責任があることを、認めた。我々はすべての政治犯の釈放を呼びかけ、要求することを確認する。

裁判官、弁護士、平和活動家を含む人権活動家（human rights defenders）の仕事は、人権の尊重、擁護、実現にとって、またそのための国際基準の発展にとって、不可欠である。人権活動家は、そのように、保護されるに値し、保護されるべきである。人権擁護者の宣言によって認め

られたすべての権利が与えられる。会議は、アジア法律家地域の多くの人権活動家－弁護士、裁判官を含む－が超法規的に殺害され、強制失踪させられ、拷問に会い、逮捕され、その他の形態による人権侵害に曝されてきたことに注目した。

会議は、各国政府に対し、弁護士、裁判官などの人権活動家を保護するために、国際人権や宣言への誓約を求める。そして、彼らが人権を守る上で、脅され、嫌がらせを受け、害されることがないように要求する。そして、彼らに対する攻撃や脅威与えた加害者を不処罰にし、正義を付与するような文化にピリオドを打つよう求める。会議は、国際社会に対し、人権を促進、発展させる仕事をしている、人権活動家である、弁護士、裁判官、市民団体に対し援助を与え、効果的な保護をするよう求める。

会議は、世界やアジア太平洋地域における多くの人々が、国家による犯罪や権限濫用の結果として被害により苦しんでいること、及びこれらの被害者の権利が、加害者が適正手続によって保護されている権利や他の権利と同じようには、十分に保護されてこなかったこと、をも認める。

このように、犯罪及び権力濫用の被害者の権利を、普遍的、効果的に認めさせるために、国内及び国際的な方策をとる必要性を強調しなければならない。同様に、各国政府は、被害者に社会的、経済的サービスを与えることにより、被害者になることを根絶できないとしても、最小化するようにし、また、国家の富を正義へのアクセスができるように配分するよう、努力をすべきである。

北側諸国 (global North) に基盤を有する多国籍企業による資源の搾取により、南側諸国 (global South) において経済発展が阻害され、それらは、海外での雇用を求める移民をより多く生み出し、またこれから生み出していくだろう。多くのケースで、移民労働者は人身取引の犠牲者になり、あくどい民間リクルート組織・個人によって搾取されている。インドネシアで死刑にさらされている家政婦メリージェイン・ヴェロソの事件は、この悲しむべき現象の象徴である。

移民労働者は、十分に保護されず、性的搾取、臓器売買、強制労働、奴隷、契約違反、賃金不払い、安全の不確保などの虐待に曝されている。会議は、政府に対し、移民労働者及び世界中の貧しい人々の権利を、尊重、保護、実現するよう、国際的な責任を呼びかける。

アジア太平洋地域の先住民は、地域に残された生物多様性に影響力がある。不幸にも、先住民は、特に資源分野の企業の利益のために行動する各国政府による、構造的な抑圧の対象になっている。

弾圧立法の下で、先住民の地域に対する権利は認知されず、尊重もされていない。開発のための侵略は、彼らの物理的な移住と、文化が根付いている先祖の支配地域でしか維持できない先住民の文化の破壊、を招いた。彼ら自身の経済的、社会的、文化的発展を決定する権利を含む自己決定権は侵害されている。多くの先住民の活動家は、地域への侵入に抗議するため、政治的な迫害に遭っている。そして多くの活動家は、超法規的殺害は、強制失踪、逮捕、虐待、でっち上げ起訴などの被害者や対象になってきている。会議は、アキノ大統領と国防省が、軍事組織とフィリピン国防軍によってトレーニングを受けた軍事会社に、資源会社に反対する先住民のコミュニティを抑圧させた事件を共有した。

会議は、アジア太平洋地域において、女性が家父長制社会の中で伝統的な役割を負わせられ、追いやられていることを非難した。そして、この不平等が、政治と権力構造の中で、継続的に周

緑化されている。宗教と衝突する国内法は、女性の解放に対する深刻な脅威である。女性差別撤廃条約や国連憲章を守ることは、各国政府の義務である。

子どもと老人は、年齢を考えるとぜい弱な分野の人々であり、注意と保護をすべきである。各国政府は、年齢を考慮し権利者として子どもと老人を認める法的文書を採用することにより、現実とのギャップを埋めていくべきである。彼らは差別されているだけでなく、貧困により弱い立場に立たされている。

我々は、多国籍企業がこの地域の子どもに対して、搾取工場、プランテーション、花火工場、他の産業における、貧困のために労働を強制するサプライチェーンを通して、搾取することを非難する。彼らは、彼らが大きく貢献しているグローバルエコノミーの利益を受けることができない。

我々は、公的サービスの民営化と、社会保障と労働者、貧困者の保護を否定する政府に代わる民間会社を非難する。このように、子ども、女性、老人が、権利の剥奪、差別化、奴隷化されている。

我々は、子どもの労働を大きい利益のために利用する世界中の企業のボイコットを呼びかける。我々は、また北側諸国に、特にアジアとアフリカの子どもに対する労働権の侵害を説明している法の下に多国籍企業を置くことを求める。

これらの人権への侵害や濫用に対処するため、会議は、独立した機能する地域の人権機関をこの地域に設立することを呼びかける。

経済的権利及び開発の権利

グローバリゼーションは、世界人口のわずかを占めるエリート集団のみに利益を与え、南側諸国の低開発や不平等を悪化させてきた。開発途上国は、世界貿易機関（WTO）を介して機能してきた国際法に後押しされた市場原理により支配されている。中央銀行の倒産、豊富な天然資源を最終製品に転換させる資本や技術の欠如、及び国際金融機関による負債の押し付けにより、開発途上国は、多国籍企業による投資を受け入れざるを得ない状況に置かれている。労働者や先住民の権利、環境正義を強化し、その地の資源を用いて作り出された富から得られる衡平な利益を確保するために、国内で規制の枠組が作られているにもかかわらず、このような枠組みは、大企業による新規事業の開拓を規制する際には、役立てられていない。

企業が世界銀行（World Bank）の仲裁制度を利用して国家を相手に提訴し、その結果、その国家の年間予算、または国内総生産を超すかもしれないほど巨額の和解金の支払いを課するような、恐ろしい命令が出されてきた。そのため、国家はその破壊的アプローチにより、手の施しようがないほど深刻な状況を強いられてきた。国際通貨基金（IMF）や世界銀行による反人民の方針は、人々の貧困状況や人々に対する搾取をより悪化させるものとなった。我々は、これらの国際的な金融・貿易機関における真の改革を求める。会議は、国連に対し、国家が多国籍企業による濫用に抗して、人々、労働力、市民、環境を守ることができるようにするための国際的な法体制を即時採択することを強く要請する。

会議は、大規模企業と金融機関が政府の意思決定過程に直接的な影響を与え、結果的に民主主義の破壊をもたらしながら、各国の存続に必要な不可欠な分野の意思決定過程と政策に

対する支配や管理を増大させていることを非難する。企業と金融機関は、多くの国々のメディアを完全支配することで、市民の権利に大きな悪影響を及ぼす。会議は、企業と金融機関、及びそこで働く取締役その他役員が、金融・経済犯罪、戦争犯罪、及び人道に対する罪への説明責任を確実に問われるようにするために、実効性がある規則を制定することを求める。企業や金融機関の説明責任を確保するためには、確実な実行を伴うように実定法と手続法が強化されなければならない。

持続可能な発展の権利は、それから得られる利益を享受する権利を伴う、国家と人民が有する固有の権利である。南側諸国には、人々のニーズや物理的な事情に従った発展を追求することが認められなければならない。海外の投資家による運用を規制する法律を通して示される、これらの国々の主権は、尊重されなければならない、また世界貿易機関や他の金融機関からなされる指図からの影響を受けないものでなければならない。

先進国は、南側諸国の貧困と低開発が、植民地主義がもたらした必然的帰結であること、また植民地主義が、脱植民地化以降も、旧宗主国が確実に旧植民地の資源を支配できるようにするものであったことを認識しなければならない。北側諸国はまた、その物理的繁栄が旧植民地の低開発の結果としてもたらされていることを認識しなければならない。したがって、先進国は、南側諸国が発展し、かつ資本や技術その他の援助の提供を通じて貧困を根絶することができるように支援する義務を負っていることを受け入れなければならない。

会議は、健康で、生態的にバランスがとれた環境がすべての人権の享受に不可欠であることを、もう一度繰り返し述べておきたい。それゆえ、我々は、政府や商取引並びに多国籍企業による環境破壊が認められないことを、確保していかなければならない。会議は、該当地域に住む人々が展開している、天然資源を多国籍企業による略奪から守る権利を求める公正な闘いを支援することを再確認する。

政府の愚かさによって悪化している気候変動は、近年、何千世帯もの家族に避難を強いた台風ハイヤン（2013年台風第30号）以後のフィリピンで、気候変動避難民を生み出すものとなった。インドや他のアジア太平洋の国々では、気候変動が、とりわけ異常な干ばつや予測不可能な気温の変動の矢面にさらされている農民の間で、経済的混乱を生じさせている。気候危機が引き起こした国境を超える損害は、各地で人々を脅かすものとなっている。弁護士や裁判官は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）やそのパリ協定（Paris Agreement）が設定する目標の達成に向けた政府や企業の責任を問う、特別な責務を負っている。会議は、異常気象事象によって脅かされる人々を保護する役目を政府に負わせるとともに、大規模化石燃料会社が気候危機の創出に果たした役割を追求する役目を政府に負わせる方向で、対策に向けた歩みが進んでいることを歓迎する。

会議は、気候変動による損害が人権侵害であることを認識し、かつ気候変動に寄与してきた無責任な企業（石炭採取企業、炭素や石油の生産企業を含む）の責任を問うために、国際及び国内レベルで法的機構を発展させるよう呼びかける。

民主主義の強化

会議は、すべての者の信仰の自由に関する権利またはいかなる宗教をも強制されない権利、及び偏見または敵対心を持たれる恐れなく、個人が自らの宗教を実践することができる権利に

敬意を払うことを再確認する。しかしながら、悲しむべきことに、我々は極端な宗教的原理主義がコミュニティ内に楔を打ち込むものとなってきたことに留意しておく必要がある。我々は信仰を有するすべての者が互いに敬意を払うことを呼びかけるとともに、政府が自らの権力基盤を強化するために、これらの人々の間で生じている不和をあおることがないよう要請する。

真の民主主義こそが、社会で周縁化されている人々に対し、統治機構内で自らの利益を代弁する代表者により正確に表現される権利を付与するものとなるはずである。

連帯

我々は、世界各地で貧困や抑圧、搾取からの解放を求めて闘っている人民と連帯することを表明する。我々の連帯は、他の国々の人々に対する人道的懸念のみならず、人権の擁護がすべて者に課せられた法的義務であるとの判断に基づくものである。我々は、ブラジルとベネズエラで生じている出来事に関し、特別な懸念を表明する。

我々は、ネパール人民が、民主的で、すべての人を対象とする、人権擁護を求める憲法を有していることに喜びを感じている。我々は、過去に起きた震災からの復興と再建、並びに繁栄と発展を伴う、より公平で、すべての者に開かれた民主的な社会の構築に向けた活動を人々に認める憲法が、実効的かつ完全に履行されることを求めているネパール人民と連帯することを表明する。

会議は、生活必需品、医薬品、燃料供給へのアクセスを奪うことで、ネパールの人々にとてつもない困難を強いているインド政府による、ネパールに対する不当な完全封鎖を非難する。

我々の誓い

アジア太平洋地域の人々がさらされている深刻な貧困、拡大する平和と安定への脅威、並びに変革を求める人民の運動が直面している人権侵害に鑑みると、進歩的な法律家や法学を学ぶ者、また人権活動家が国境を越えて積極的な役割を果たしていくことが必要不可欠である。我々は、本声明の中で取り組むべき課題として示した諸問題を追求するとともに、抑圧と搾取に抗する闘いを展開している人民とともに活動し続けることを誓う。

我々は、人権活動家の間の団結や協力を本地域とその以外の地域で活性化させていくことのみならず、公平で持続的な平和並びに真の変革を求める活動が、アジア太平洋法律家会議や本声明を超えて確実に継続されていくことを目指す、アジア太平洋法律家協会 (Confederation of Lawyers of Asia Pacific) の設立を歓迎する。

翻訳：笹本潤、清末愛砂